

## 随 意 契 約 一 覧 表

平成23年5月分

物品等又は役務の名称及び数量	契約者の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約者の相手方の氏名及び所在地	予定価格	契約金額（円）	落札率	再就職の役員の数	随意契約によることとした理由	備 考
平成23(2011)年度日本留学フェア(ベトナム、ハノイ)業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事 高塩 至 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H23. 5. 27	ベトナム元日本留学生会 JAV 105 A, QUAN THANH, HA NOI, VIET NAM	-	2,288,198	-	0	<p>本フェア実施にあたっては、次の(1)から(3)までの条件を満たす業者が他にないことから、契約事務取扱細則第23条第1項第1号及び第23条第1項第11号に該当するため、ベトナム元日本留学生会を選定した。</p> <p>(1) ハノイでの実施においては、主催者がハノイ市政府にイベントの開催及びそれに係る広報についての認可申請をしなければならないが、ベトナム語による関係書類の提出等があり本機構が直接行うのは困難であるため。</p> <p>(2) 通訳等の手配については、ハノイにおける元日本留学生のネットワークを持つJAVに業務を委託することで、単に日本語能力が高いだけでなく、日本の教育事情に精通している者の手配が可能であるため。</p> <p>(3) 「Student Guide to Japanベトナム語版」(以下「SG」という。)の作成等については、SGが日本留学の案内書であることから、日本留学経験者で構成されるJAVに委託することにより誤訳を防ぎ、より正確な翻訳及び校正が期待できるため。さらに、印刷物作成認可申請時に行われる政府の内容検閲にあたり、SGの内容を熟知していることにより円滑な手続き、対応が期待できるため。</p>	USD29,713 (1US\$=77.01円)